

粘着フックの認定基準及び基準確認方法(公開用)

1. 基準の目的

この基準は、粘着フックの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、主として一般家庭で物をかけるため裏面の粘着テープにより壁面等に取り付けて使用する粘着フック(以下、粘着フックという。)について適用する。

ただし、粘着剤としてホットメルト系樹脂を使用したものを除く。

3. 形式分類

A形:壁面等の垂直面に取り付けて使用する粘着フック

B形:天井面等の水平面に取り付けて使用する粘着フック

C形:A型としてもB型としても使用できる粘着フック

4. 安全性品質

粘着フックの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	1. 粘着フックの外観及び構造は、次のとおりとする。 (1) 各部の仕上げは良好で、手等を傷つけるおそれのある先鋭部、ばり等がないこと。 (2) 各部の接合及び組立ては確実であること。	1.
2. 保持力	2. 粘着フックに耐荷重量の〇〇倍のおもりをかけ、温度〇度で〇日間放置したとき、接着面のずれ、フック部の破損及び使用上支障のある変形等がないこと。	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
3. 耐衝撃	3. フック部に耐荷重量の〇〇倍のおもりをかけ、おもりを落差〇ミリメートルで〇回落下させたとき、接着面のずれ、フック部の破損及び使用上支障のある変形等がないこと。	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
4. 材料	4. 耐しよく性材料以外の金属材料は防せい処理が施されていること。	

5. 表示及び取扱説明書

粘着フックの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	1. 製品又は包装には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 (1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号。 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。 (3) 耐荷重量（フック部が2以上取り付けられているものにあつては、フック部1個所あたりの耐荷重量）	1. 目視及び触感により確認すること。
2. 取扱説明書	2. 製品には、次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。 なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。 (1) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。 (2) 取付け方法及び取付け上の注意 (a) 取付けに適した面及び取付けに不適な面の種類。 (b) 取付けに適した面及び取付けに不適な面の方向（構造、形状等から明確なものは除く。）。 (c) ストーブ、こんろ等により高温になった	2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が理解できるものであることを確認すること。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	り、湯気がかかる場所には、取付けないこと。 (d) 水、油等がかかるところには、取り付けないこと。 (e) 取付け面の汚れ、水分、油分等をきれいに除去してから、指等で十分に圧着して取り付けること。 (f) 低温時に取り付ける際の取り付け方法及びその注意。 (3) 使用上の注意 (a) 耐荷重量以上のものをかけないこと。 (b) 貴重品やこわれやすいものをかけないこと。 (c) 荷重を垂直方向にかけるように留意すること。例えば、額をかけたリ、洗たくロープをはる等の目的には使用しないこと。 (4) ねじ等を併用したものにあっては、ねじ等を使用したときに耐荷重量が大きくなる旨の記載はしないこと。 (5) 製造業者名、輸入業者名又は販売業者名及びその住所。	